						に必要な図書
(十)	法第三十六条の規定が適用される建築物	（略）				を確認するために必要な事項
		令第百十二条第一項から第十八項までの規定が適用される建築物	各階平面図	（略）		
				令第百十二条第十八項に規定する区画に用いる壁の構造		
			二面以上の断面図	令第百十二条第十六項に規定する外壁の位置及び構造		
				令第百十二条第十八項に規定する区画に用いる床の構造		
			（略）			
			令第百十二条第三項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百十二条第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
			令第百十二条第四項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百十二条第四項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項		
			令第百十二条第十五項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百十二条第十五項に規定する国土交通大臣が定める建築物の竪穴部分に該当することを確認するために必要な事項		
			令第百十二条第十八項ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百十二条第十八項ただし書に規定する場合に該当することを確認するために必要な事項		
		令第百十二条第十九項第一号の規定が適用される建築物	（略）			

(十)	法第三十六条の規定が適用される建築物	（略）				
		令第百十二条第一項から第十七項までの規定が適用される建築物	各階平面図	（略）		
				令第百十二条第十七項に規定する区画に用いる壁の構造		
			二面以上の断面図	令第百十二条第十五項に規定する外壁の位置及び構造		
				令第百十二条第十七項に規定する区画に用いる床の構造		
			（略）			
			（新設）			
			令第百十二条第三項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百十二条第三項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項		
			令第百十二条第十四項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百十二条第十四項に規定する国土交通大臣が定める建築物の竪穴部分に該当することを確認するために必要な事項		
			（新設）			
		令第百十二条第十八項第一号の規定が適用される建築物	（略）			